

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表 (令和8年4月1日)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">○伊勢原市道路占用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づいて本市が管理する道路（道路予定地及び付属物を含む。以下同じ。）の占用（以下「道路占用」という。）及び伊勢原市道路占用料条例（昭和51年伊勢原市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可申請)</p> <p>第2条 法第32条第1項の規定により、道路占用の許可を受けようとする者、継続して占用しようとする者又は道路占用にかかる工作物若しくは施設（以下「占用物件」という。）の改築、移転、除去、修繕、その他道路占用にかかる工事（以下「道路占用工事」という。）に伴い、道路の掘さくをしようとする者は、道路占用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 占用又は掘さくの位置及び公共物等を明記した案内図</p> <p>(2) 公図の写し（所轄法務局備付のもので、申請年月日から</p>	<p style="text-align: center;">○伊勢原市道路占用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づいて本市が管理する道路（道路予定地及び付属物を含む。以下同じ。）の占用（以下「道路占用」という。）及び伊勢原市道路占用料条例（昭和51年伊勢原市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可申請)</p> <p>第2条 法第32条第1項の規定により、道路占用の許可を受けようとする者、継続して占用しようとする者又は道路占用にかかる工作物若しくは施設（以下「占用物件」という。）の改築、移転、除去、修繕、その他道路占用にかかる工事（以下「道路占用工事」という。）に伴い、道路の掘さくをしようとする者は、道路占用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 占用又は掘さくの位置及び公共物等を明記した案内図</p> <p>(2) 公図の写し（所轄法務局備付<u>け</u>のもので、申請年月日か</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>3か月以内のもの)</p> <p>(3) 次に掲げる事項を明記した平面図</p> <p>ア 道路境界標等適当な固定物を基準として、これと占用物件の中心線との距離及びその基準物の位置</p> <p>イ 占用又は掘さくの区域</p> <p>ウ 地下埋設物の占用に当たって、占用物件を屈曲し、又は既設工作物と接続し、接近し、若しくは交わるときは、その状況</p> <p>(4) 断面図</p> <p>(5) 占用物件の構造図</p> <p>(6) 道路占用が隣接の土地又は建物の所有者若しくは占有者に利害関係があるときは、その土地又は建物の所有者若しくは占有者の同意書</p> <p>(7) 構造計算書その他の市長が必要と認める書類 (許可)</p> <p>第3条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、法令等に定める道路占用の基準に適合し、かつ、道路交通上支障がないと認め、許可する旨を決定したときは道路占用許可書(第2号様式)により、許可しない旨を決定したときは道路占用不許可書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、道路の占用許可に当たっては、道路の管理上又は公益上、必要な条件を付すること</p>	<p>ら3か月以内のもの) <u>又はそれに準ずる書類</u></p> <p>(3) 次に掲げる事項を明記した平面図</p> <p>ア 道路境界標等適当な固定物を基準として、これと占用物件の中心線との距離及びその基準物の位置</p> <p>イ 占用又は掘さくの区域</p> <p>ウ 地下埋設物の占用に当たって、占用物件を屈曲し、又は既設工作物と接続し、接近し、若しくは交わるときは、その状況</p> <p>(4) 断面図</p> <p>(5) 占用物件の構造図</p> <p>(6) 道路占用が隣接の土地又は建物の所有者若しくは占有者に利害関係があるときは、その土地又は建物の所有者若しくは占有者の同意書</p> <p>(7) 構造計算書その他の市長が必要と認める書類 (許可)</p> <p>第3条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、法令等に定める道路占用の基準に適合し、かつ、道路交通上支障がないと認め、許可する旨を決定したときは道路占用許可書(第2号様式)により、許可しない旨を決定したときは道路占用不許可書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、道路の占用許可に当たっては、道路の管理上又は公益上、必要な条件を付すること</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>ができる。 (変更)</p> <p>第4条 道路占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)が法第32条第3項の規定により道路占用について変更の許可を受けようとするときは、道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は前項の申請書の提出について、前条の規定は前項の規定による道路占用の変更許可について、それぞれ準用する。 (譲渡等の禁止)</p> <p>第5条 占用者は、道路占用の権利義務を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (道路占用の許可期間)</p> <p>第6条 道路占用の許可期間は、法第36条第1項の規定するものに係る道路占用については10年以内とし、その他の道路占用については3年以内とする。 (工事標示板の掲示)</p> <p>第7条 占用者は、道路占用工事を施行する場合には、次に掲げる事項を記載した標示板(高さ1.2メートル～1.4メートル、幅0.9メートル～1.1メートルのもの)を作成し、当該工事の期間中、工事場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 許可年月日及び許可指令番号</p>	<p>ができる。 (変更)</p> <p>第4条 道路占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)が法第32条第3項の規定により道路占用について変更の許可を受けようとするときは、道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第2条第2項の規定は前項の申請書の提出について、前条の規定は前項の規定による道路占用の変更許可について、それぞれ準用する。 (譲渡等の禁止)</p> <p>第5条 占用者は、道路占用の権利義務を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (道路占用の許可期間)</p> <p>第6条 道路占用の許可期間は、法第36条第1項の規定するものに係る道路占用については10年以内とし、その他の道路占用については3年以内とする。 (工事標示板の掲示)</p> <p>第7条 占用者は、道路占用工事を施行する場合には、次に掲げる事項を記載した標示板(高さ1.2メートル～1.4メートル、幅0.9メートル～1.1メートルのもの)を作成し、当該工事の期間中、工事場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 許可年月日及び許可指令番号</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>(2) 工事の名称、施工区域及び 工事期間</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名及 び連絡先並びに施工者名及び 連絡先</p> <p>2 占有者は、占有物件が道路法 施行令(昭和27年政令第479 号)第7条第4号に掲げる工事用 施設に該当するときは、道路占 用許可済証(第4号様式)を作成 し、当該占有物件の見やすい箇 所に掲示しなければならない。 (工事着手届)</p> <p>第8条 占有者は、道路占有工事 に着手するときは、あらかじめ 道路占有工事着手届書(第5号様 式)によりその旨を市長に届け出 て、その指示を受けなければなら ない。ただし、軽易な道路占有 工事については、この限りで ない。 (工事完了届)</p> <p>第9条 占有者は、道路占有工事 が完了したときは、道路占有工 事完了届書(第6号様式)に次に 掲げる書類を添え、遅滞なく市 長に届け出て、その検査を受け なければならない。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 占有工事の施工中及び工事 完了後の写真</p> <p>(3) その他市長が必要と認める 書類 (占有工事仕様書)</p> <p>第10条 占有者は、道路占有工 事施行に当たっては、別に定め る道路占有工事仕様書により施 行しなければならない。</p>	<p>(2) 工事の名称、施工区域及び 工事期間</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名及 び連絡先並びに施工者名及び 連絡先</p> <p>2 占有者は、占有物件が道路法 施行令(昭和27年政令第479 号)第7条第4号に掲げる工事用 施設に該当するときは、道路占 用許可済証(第4号様式)を作成 し、当該占有物件の見やすい箇 所に掲示しなければならない。 (工事着手届)</p> <p>第8条 占有者は、道路占有工事 に着手するときは、あらかじめ 道路占有工事着手届書(第5号様 式)によりその旨を市長に届け出 て、その指示を受けなければなら ない。ただし、軽易な道路占有 工事については、この限りで ない。 (工事完了届)</p> <p>第9条 占有者は、道路占有工事 が完了したときは、道路占有工 事完了届書(第6号様式)に次に 掲げる書類を添え、遅滞なく市 長に届け出て、その検査を受け なければならない。</p> <p>(1) 案内図</p> <p>(2) 占有工事の施工中及び工事 完了後の写真</p> <p>(3) その他市長が必要と認める 書類 (占有工事仕様書)</p> <p>第10条 占有者は、道路占有工 事施行に当たっては、別に定め る道路占有工事仕様書により施 行しなければならない。</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>(施工管理及び占用者の責務)</p> <p>第11条 占用者は、占用工事に当たっては、危険防止のため必要な設備を設け、事故の発生を防止し、安全かつ円滑な交通を確保し、工事に伴う騒音、振動等の発生防止に努めなければならない。</p> <p>2 占用者は、占用工事施工中に道路、道路付属物その他占用物件を損傷した場合は、直ちに市長に報告を行い、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 占用者は、占用物件の維持に努め、占用物件の破損、汚損等によって道路の構造又は交通に支障を来さないように努めなければならない。</p> <p>4 占用者は、道路占用に起因して第三者に損害を与えた場合は、直ちに市長に報告を行うとともに、自らの責任において処理しなければならない。</p> <p>(占用者の変更)</p> <p>第12条 占用者又は占用の権利を承継しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに道路占用者変更届(第7号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所又は氏名若しくは商号を変更したとき。</p> <p>(2) 相続により占用の権利を承継したとき。</p> <p>(3) 占用者である法人が解散又は合併したとき。</p> <p>(占用廃止)</p>	<p>(施工管理及び占用者の責務)</p> <p>第11条 占用者は、占用工事に当たっては、危険防止のため必要な設備を設け、事故の発生を防止し、安全かつ円滑な交通を確保し、工事に伴う騒音、振動等の発生防止に努めなければならない。</p> <p>2 占用者は、占用工事施工中に道路、道路付属物その他占用物件を損傷した場合は、直ちに市長に報告を行い、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 占用者は、占用物件の維持に努め、占用物件の破損、汚損等によって道路の構造又は交通に支障を来さないように努めなければならない。</p> <p>4 占用者は、道路占用に起因して第三者に損害を与えた場合は、直ちに市長に報告を行うとともに、自らの責任において処理しなければならない。</p> <p>(占用者の変更)</p> <p>第12条 占用者又は占用の権利を承継しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに道路占用者変更届(第7号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所又は氏名若しくは商号を変更したとき。</p> <p>(2) 相続により占用の権利を承継したとき。</p> <p>(3) 占用者である法人が解散又は合併したとき。</p> <p>(占用廃止)</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>第13条 占有者は、道路占用の期間が満了したとき又は都合により道路占用を廃止したときは、速やかに占有物件を除去し、道路占用廃止届書(第8号様式)によりその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。</p> <p>(工事の中止)</p> <p>第14条 占有者は、正当な理由なく、許可を受けた占有工事の施工を怠り、又は中止してはならない。</p> <p>2 占有者は、やむを得ない理由により工事の着手後に当該工事を取りやめるときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受け、道路を現状に回復しなければならない。ただし、現状に回復することが困難な場合で、市長が道路の構造又は交通に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(路面復旧工事)</p> <p>第15条 道路占用工事に伴い埋戻しを完了した路面の復旧工事は、占有者が自己の負担において施行するものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、占有者の負担において市長が路面復旧工事を施行することができる。</p> <p>(路面復旧面積の裁定)</p> <p>第16条 前条の規定による路面復旧面積は、第10条の規定による道路占用工事仕様書に基づき、掘さくの幅、長さ及び深さに応じて定めた面積とする。</p>	<p>第13条 占有者は、道路占用の期間が満了したとき又は都合により道路占用を廃止したときは、速やかに占有物件を除去し、道路占用廃止届書(第8号様式)によりその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。</p> <p>(工事の中止)</p> <p>第14条 占有者は、正当な理由なく、許可を受けた占有工事の施工を怠り、又は中止してはならない。</p> <p>2 占有者は、やむを得ない理由により工事の着手後に当該工事を取りやめるときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受け、道路を現状に回復しなければならない。ただし、現状に回復することが困難な場合で、市長が道路の構造又は交通に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(路面復旧工事)</p> <p>第15条 道路占用工事に伴い埋戻しを完了した路面の復旧工事は、占有者が自己の負担において施行するものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、占有者の負担において市長が路面復旧工事を施行することができる。</p> <p>(路面復旧面積の裁定)</p> <p>第16条 前条の規定による路面復旧面積は、第10条の規定による道路占用工事仕様書に基づき、掘さくの幅、長さ及び深さに応じて定めた面積とする。</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>2 前項の規定による面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとする。 （費用負担）</p> <p>第17条 占用者は、路面復旧工事に要する費用を、次の各号のいずれかに応じて負担しなければならない。</p> <p>(1) 占用者が路面復旧工事を行うときは、掘さく面積に2.4を乗じた面積に別表に定める舗装種別に応じた監督事務費単価を乗じて得た額</p> <p>(2) 市長が路面復旧工事を行うときは、前条の規定により裁定された路面復旧面積及び市長が定める積算基準に従い算定した路面復旧費と、その費用に100分の10を乗じて得た監督事務費の合計額</p> <p>2 前項第1号に規定する2.4を乗じて得た面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとする。</p> <p>3 第1項に規定する監督事務費単価は、実勢単価により算出した額とする。 （監督事務費の減免）</p> <p>第18条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の監督事務費を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が事業主体として占用等の工事を施行するとき。</p> <p>(2) 市長が行う道路舗装工事に先行して道路占用工事を施行するとき。</p>	<p>2 前項の規定による面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとする。 （費用負担）</p> <p>第17条 占用者は、路面復旧工事に要する費用を、次の各号のいずれかに応じて負担しなければならない。</p> <p>(1) 占用者が路面復旧工事を行うときは、掘さく面積に2.4を乗じた面積に別表に定める舗装種別に応じた監督事務費単価を乗じて得た額</p> <p>(2) 市長が路面復旧工事を行うときは、前条の規定により裁定された路面復旧面積及び市長が定める積算基準に従い算定した路面復旧費と、その費用に100分の10を乗じて得た監督事務費の合計額</p> <p>2 前項第1号に規定する2.4を乗じて得た面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとする。</p> <p>3 第1項に規定する監督事務費単価は、実勢単価により算出した額とする。 （監督事務費の減免）</p> <p>第18条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の監督事務費を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市が事業主体として占用等の工事を施行するとき。</p> <p>(2) 市長が行う道路舗装工事に先行して道路占用工事を施行するとき。</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>(3) 市長が特に支障物件等の移設工事の施行を依頼したとき</p> <p>。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により監督事務費の減免を受けようとする者は、監督事務費減免申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要ないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減免について決定し、その旨を監督事務費減免決定通知書(第10号様式)により、当該申請者に通知するものとする</p> <p>。</p> <p>(路面復旧費及び監督事務費の徴収方法)</p> <p>第19条 路面復旧費及び監督事務費は、占用許可の日から起算して1月を超えない範囲で納期を指定し、その金額を徴収する</p> <p>。</p> <p>(路面復旧費及び監督事務費の不返還)</p> <p>第20条 既に納入された路面復旧費及び監督事務費は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 占用者の責に帰さない事由により掘さくできなくなったとき。</p> <p>(2) その他市長が認めるとき。</p> <p>(掘さくの制限)</p>	<p>(3) 市長が特に支障物件等の移設工事の施行を依頼したとき</p> <p>。</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により監督事務費の減免を受けようとする者は、監督事務費減免申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要ないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減免について決定し、その旨を監督事務費減免決定通知書(第10号様式)により、当該申請者に通知するものとする</p> <p>。</p> <p>(路面復旧費及び監督事務費の徴収方法)</p> <p>第19条 路面復旧費及び監督事務費は、占用許可の日から起算して1月を超えない範囲で納期を指定し、その金額を徴収する</p> <p>。</p> <p>(路面復旧費及び監督事務費の不返還)</p> <p>第20条 既に納入された路面復旧費及び監督事務費は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 占用者の責に帰さない事由により掘さくできなくなったとき。</p> <p>(2) その他市長が認めるとき。</p> <p>(掘さくの制限)</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>第21条 新設又は全面的な補修を行った舗装道路は、次の各号に掲げる舗装道路の区分に応じ、当該各号に掲げる期間掘さくすることができない。ただし、公益上特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 高級舗装道路 3年 (2) 簡易舗装道路 1年 (許可の取消し及び変更)</p> <p>第22条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。</p> <p>(1) 道路に関する法令の規定に違反したとき。 (2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請をし許可を得たとき。 (4) 道路維持管理上又は公益上市が必要と認めたととき。 (占用料の減免)</p> <p>第23条 条例第5条の規定による占用料の減免は、次に定めるところによる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 占用料の減免を受けようとする者は、道路占用料減免申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減免について決定し、その旨を道路占用料減免決定通知書（第12号様式）により、申請者に通知しなけ</p>	<p>第21条 新設又は全面的な補修を行った舗装道路は、次の各号に掲げる舗装道路の区分に応じ、当該各号に掲げる期間掘さくすることができない。ただし、公益上特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 高級舗装道路 3年 (2) 簡易舗装道路 1年 (許可の取消し及び変更)</p> <p>第22条 市長は、占用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。</p> <p>(1) 道路に関する法令の規定に違反したとき。 (2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請をし許可を得たとき。 (4) 道路維持管理上又は公益上市が必要と認めたととき。 (占用料の減免)</p> <p>第23条 条例第5条の規定による占用料の減免は、次に定めるところによる。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 占用料の減免を受けようとする者は、道路占用料減免申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、減免について決定し、その旨を道路占用料減免決定通知書（第12号様式）により、申請者に通知しなけ</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表（令和8年4月1日）

現 行	改 正 案
<p>ればならない。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、前2項の規定による減免手続が行われたものとみなす。</p> <p>(1) 条例第5条第1号から第5号までに該当する場合</p> <p>(2) 条例第5条第6号に該当し、減額率を100パーセントと定める場合</p> <p>(占用料の分割徴収)</p> <p>第24条 条例第3条第2項の規定により占用料の分割徴収を受けようとする者は、道路占用料分割徴収申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、分割について決定し、道路占用料分割徴収決定通知書（第14号様式）により申請者に通知しなければならない。</p> <p>(瑕疵担保期間)</p> <p>第25条 占用者は、第9条の検査が完了した日から起算して1年の間、道路占用工事に関する瑕疵担保責任を負うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>備考 上記舗装種別以外の路面復旧費単価及び占用者復旧監督事務費単価は、その都度定める。</p>	<p>ればならない。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、前2項の規定による減免手続が行われたものとみなす。</p> <p>(1) 条例第5条第1号から第5号までに該当する場合</p> <p>(2) 条例第5条第6号に該当し、減額率を100パーセントと定める場合</p> <p>(占用料の分割徴収)</p> <p>第24条 条例第3条第2項の規定により占用料の分割徴収を受けようとする者は、道路占用料分割徴収申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、分割について決定し、道路占用料分割徴収決定通知書（第14号様式）により申請者に通知しなければならない。</p> <p>(瑕疵担保期間)</p> <p>第25条 占用者は、第9条の検査が完了した日から起算して1年の間、道路占用工事に関する瑕疵担保責任を負うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>備考 上記舗装種別以外の路面復旧費単価及び占用者復旧監督事務費単価は、その都度定める。</p>

伊勢原市道路占用規則 新旧対照表 (令和8年4月1日)

現 行	改 正 案
第1号様式(第2条、第4条関係) [別記参照] 第2号様式～第14号様式(略)	第1号様式(第2条、第4条関係) [別記参照] 第2号様式～第14号様式(略)

[別記]
改正前

第1号様式(第2条、第4条関係)

道路占用許可申請書

年 月 日				
道路管理者 伊勢原市長殿				
申請者住所				
氏名				
担当者				
電話				
[署名してください。]				
道路法第32条の規定により、次のとおり申請いたします。				
1 申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 占用	<input type="checkbox"/> 掘さく	
	<input type="checkbox"/> 継続	前回許可年月日及び許可指令番号		
	<input type="checkbox"/> 変更	年 月 日・伊勢原市指令(土総)第 号		
2 占用目的 (変更目的)				
3 占用物件及び 延長(面積)	物件名(口径)	延長 m	幅(外径) m	面積 m ²

4 位置・路線名	伊勢原市 番地先・市道 号線 <input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 法面 <input type="checkbox"/> その他()			
5 占用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
6 掘さく面積	路面種別	延長 m	幅 m	面積 m ²
	<input type="checkbox"/> As舗装	-----		
	<input type="checkbox"/> その他 ()	-----		
7 工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
8 工事の実施 方法及び 施工業者名	<input type="checkbox"/> 直営	業者名		
	<input type="checkbox"/> 請負	-----		
9 添付書類	※案内図 ※公図写 ※平面図 ※断面図 ※構造図 ※路面復旧図			
	※写真 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/>			
上記の占用申請について、許可してよろしいか。			起案	
押印欄			. .	
			決裁	
			. .	
			公印 使用 認印 施行	
許可番号		文書の日付		. .
伊勢原市指令(土総)第 号				. .
				完結
				. .

改正後

第1号様式(第2条、第4条関係)

道路占用許可申請書

		年 月 日	
道路管理者 伊勢原市長 殿		申請者住所 氏名 _____ 担当者 _____ 電話 _____ [署名してください。]	
道路法第32条の規定により、次のとおり申請いたします。			
1 申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 占用	<input type="checkbox"/> 掘さく
	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更	前回許可年月日及び許可指令番号 年 月 日・伊勢原市指令()第 号	
2 占用目的 (変更目的)			
3 占用物件及び 延長(面積)	物件名(口径)	延長 m	幅(外径) m
	面積 m ²		
4 位置・路線名	伊勢原市 番地先・市道 号線 <input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 法面 <input type="checkbox"/> その他()		
5 占用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
6 掘さく面積	路面種別	延長 m	幅 m
	<input type="checkbox"/> A s 舗装 <input type="checkbox"/> その他 ()		
7 工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
8 工事の実施 方法及び 施工業者名	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 請負	業者名 _____	
9 添付書類	※ 案内図 ※ 公図写又はそれに準ずる書類 ※ 平面図 ※ 断面図 ※ 構造図 ※ 路面復旧図 ※ 写真 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/>		
押印欄		上記の占用申請について、許可してよろしいか。	
		起案	・ ・
		決裁	・ ・
		公印 使用 承認印 施行	・ ・
許可番号 伊勢原市指令()第 号	文書の日付	・ ・	完結 ・ ・